

大阪公立大学理学研究科 研究生を志願する方へ

2025.2

1. 登録資格

- (1) 学校教育法第1条の大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者
- (2) 修士の学位又は学校教育法第104条第3項の文部科学大臣の定める学位
（以下「修士等の学位」という。）を有する者
- (3) 研究科において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) 研究科において修士等の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

2. 申請方法

申請にあたっては、日本国内在住の如何に関わらず、あらかじめ、希望する分野の指導担当教員の承認を得て、研究題目及び研究期間を決めておくこと。

※申請書類等は、指導担当教員の承諾書（A4 書式自由）を提出した志願者に提示する。

3. 受入れ時期

各年度の4月、7月、10月及び1月の4回とする。

＜募集期間＞

- ・ 4月 受入れ（2月20日～3月4日）
- ・ 7月 受入れ（5月20日～5月31日）
- ・ 10月 受入れ（8月20日～8月31日）
- ・ 1月 受入れ（11月20日～11月30日）

※ 海外から申請する場合は随時受付し、その都度受入時期を定める。

4. 選考方法

研究生が希望する専攻ごとに試問等を行い、本学の教育に支障をきたさない範囲内で、教授会において選考の上、学長がこれを決定する。

5. 納付金（改訂が行われた場合は、改定後の金額が適用される。）

(1) 検定料

9,800 円

(2) 登録料

大阪府民及びその子 84,600 円

その他の者 114,600 円

※「大阪府民及びその子」とは、

①研究生本人が研究期間開始日の1年以上前から引き続き大阪府内に住民票がある方

②①に該当しないが、研究生本人と同一戸籍にある父母のいずれかが研究期間開始日の1年以上前から引き続き大阪府内に住民票がある方

日本国籍を有しない方も同一の要件とする。

注）受入許可決定後、登録料納付期限（研究を開始する日の5営業日前）まで、期間が短い場合があるので留意のこと。

(3) 授業料

1か月 29,700円

※授業料の支払いは年2回（前期・後期）

注）振込手数料は、申請者負担とする。

6. 注意事項

(1) 納付後の検定料及び登録料は、次の事由以外は返還しない。

- ・検定料または登録料を支払ったが、登録申請または登録手続きをしなかった場合
- ・登録申請書類または登録手続き書類が不備等により受理されなかった場合
- ・重複して検定料または登録料を支払った場合
- ・その他、本学の事由によって、登録申請または登録許可をやむを得ず取り消す場合

(2) 登録申請書類は返却しない。

(3) 本学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づく、安全保障輸出管理に関する規程を定め、物品の輸出及び技術の提供の観点から厳格な審査を実施している。規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合があるので、注意すること。

＜書類提出・問合せ先＞

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

大阪公立大学大学院理学研究科教務担当

TEL : 06-6605-2504

メール : gr-kyik-sci[at]omu.ac.jp

※[at]の部分を実際@と変えること

窓口対応 : 月～金曜日（祝日及び休業日を除く。）

9:00～17:00（12:00～12:45 除く。）